

# 女性職員の活躍の推進に関する 特定事業種行動計画

令和3年4月

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

福井坂井地区広域市町村圏事務組合における  
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日  
福井坂井地区広域  
市町村圏事務組合  
管理者 坂本 憲男

福井坂井地区広域市町村圏事務組合（以下「当組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「当計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合管理者（以下「管理者」という。）が策定する特定事業主行動計画である。

**1．計画期間**

当計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

**2．女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等**

当組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するために必要な場合は、当計画の策定・変更、当計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととする。

**3．女性職員の活躍の推進に向けた数値目標**

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、当組合において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握するため分析を行った。現在、当組合には女性職員が1名在籍している。分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【分析結果（内閣府令第2条）】

分析項目	分析結果
採用した職員に占める女性職員の割合	0%
退職した職員の割合の男女の差異（年齢別の男女の差異）	分析不能
職員一人当たりの月平均超過勤務時間と職員数	1.6時間 0人
管理的地位にある職員に占める女性職員の割合	0%
各役職段階にある職員に占める女性職員の割合とその伸び率	0%
男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況	0%
男女職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び取得日数の分布状況	0%
セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況	整備済

（令和3年4月1日現在及び令和2年度の結果）

【目標】

1. 新規採用者の女性割合を50%以上にする。
2. 令和7年度末までに、育児休業を取得する男性職員の割合を1人以上にする。
3. 令和7年度末までに、月に20時間以上超過勤務を行う職員の割合を、前回目標値の32%より3%引き下げ、29%以下にする。
4. 令和7年度末までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、前回目標値と同じ14.8日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。
  1. 職員の採用を行う場合は、女性が採用試験に申し込む機会を十分に得られるよう、採用試験について周知等を工夫する。
  2. 育児休業を取得できる男性職員がいる場合は、精度の周知を図る。
  3. 月に20時間以上超過勤務を行うことが見込まれる場合は、超過勤務の必要性や、今後の対応について所属において協議を行う。
  4. 職員の年次休暇の残日数について適時周知を図る。